

裁 決 書

審査申立人

栃木県那須郡那須町 白井学

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和8年5月14日付けで提起された令和8年3月22日執行の那須町議会議員補欠選挙（以下「補欠選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、栃木県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主文

本件審査の申立てを棄却する。

第1 審査の申立ての趣旨及び理由

申立人は、補欠選挙における当選人加藤真理（以下「加藤候補」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、那須町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和8年4月23日付けで行った上記異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を不服として、県委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、加藤候補の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てた。

理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 加藤候補の選挙運動用ポスターに「那須町長選挙は平山ゆきひろに！！」との文言が表示され、それが投開票日まで掲示されていたことは違法ではないか。
- (2) 令和8年3月22日執行の那須町長選挙（以下「町長選挙」という。）の当選人平山幸宏（以下「平山候補」という。）の選挙運動用自動車を用いて平山候補と加藤候補が相互に投票の呼びかけをしていたことは違法な選挙運動に該当するのではないか。
- (3) この違法な選挙運動により、公正な選挙が害されたのではないか。

第2 審査の申立ての経緯等について

申立人は、令和8年4月3日付けで補欠選挙の効力について異議を申し出たが、町委員会は申立人に申出の趣旨を確認したうえで申出内容の補正を求め、申立人はこれに応じ、同年4月8日、当該異議申出書を補欠選挙の当選の効力について当選人の加藤候補の当選を無効とする旨に補正した。

町委員会は、補正後の異議の申出にかかる内容を審理し、当選を無効とする理由はないとして、同年4月23日に異議の申出を棄却した。

第3 審理の経過について

県委員会は、本件審査の申立てを適法なもの認め、令和8年5月14日にこれを受理した。

審理に当たっては、公職選挙法（以下「法」という。）第216条第2項において準用する行政不服審査法（以下「行審法」という。）の各規定に基づき、利害関係人の審理への参加を求めるとともに、町委員会に弁明書の提出を求め、当該弁明書を申立人に送付し反論書を提出する機会を付与し、さ

らに、町委員会等に対して物件の提出を求め、書面により質問するなど、以下のとおり審理を進めた。

なお、利害関係人の審理への参加要求、弁明書の提出要求、反論書又は意見書の提出機会の付与、物件提出要求及び質問については、迅速かつ効率的な審理のため、法第 216 条第 2 項で準用する行審法第 39 条に基づき、申立人から別に審査の申立てがあった町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てと審理手続を併合した。

1 利害関係人の参加

町長選挙の候補者の平山候補、補欠選挙の候補者の加藤候補に審理手続への参加を求めた。

2 弁明書、反論書、物件の提出、書面による質問など

5月14日 申立人から審査申立書を受領

5月21日 町委員会に弁明書、物件(会議録、ポスター関連資料など)の提出を要求

同日 町委員会に平山候補及び加藤候補の選挙運動について質問

同日 申立人に加藤候補と平山候補の相互応援にかかる物件の提出を要求し、あわせて、それについて質問

同日 平山候補に選挙運動用自動車にかかる物件の提出を要求し、あわせて、それについて質問

同日 加藤候補に選挙運動用自動車及びポスターにかかる物件の提出を要求し、あわせて、それについて質問

5月26日 町委員会から弁明書、物件、質問への回答を受領

5月27日 申立人及び参加人に弁明書を送付し、反論書又は意見書の提出の機会を付与

同日 申立人に口頭意見陳述の意向はない旨を確認

同日 申立人から物件及び質問への回答を受領

5月28日 平山候補から物件及び質問への回答を受領

6月1日 申立人から反論書を受領し、6月5日に町委員会及び参加人に送付

6月2日 加藤候補から物件及び質問書への回答を受領

3 県委員会での主な審議の経過

5月19日 本件審査申立ての処理方針を決定

6月3日 裁決骨子の審議

6月11日 疑義票の効力及び裁決の審議

第4 町委員会の弁明及び申立人の反論の内容

内容を要約すれば、以下のとおりである。

1 町委員会の弁明の内容

町委員会の決定は、法の規定及び過去の裁判例に照らして適法かつ正当であり、本件決定に違法又は不当な点はない。申立人が主張する、違法性が疑われる選挙運動が公正な選挙を害するものであったかの確認については、町委員会において審理判断する権限がない。また、町委員会の異議申出内容の補正の依頼は適法かつ適正な手続により行われ、申立人の申出の趣旨を真意と異なる形に補正するよう求めた事実はない。

2 申立人の反論の内容

申立人は、町長選挙及び補欠選挙において選挙運動として行われた各行為の適法性について、町委員会の判断を求めて、当選無効の異議申出を行ったものである。町委員会は補正後の異議申出書の形式のみを重視し、求めていた事項についての判断がなされておらず、審理が尽くされていない町委員会の決定は取り消されるべきである。

第5 県委員会が認定した事実と判断

1 認定した事実

町委員会から提出された弁明書、物件及び県委員会の質問に対する回答、平山候補から提出された物件及び県委員会の質問に対する回答、加藤候補から提出された物件及び県委員会の質問に対する回答などから次の事実を認定した。

(1) 加藤候補が掲示した選挙運動用ポスター等

加藤候補が補欠選挙の選挙運動用に作成、使用したポスター（以下「本件ポスター」という。）には、加藤候補が補欠選挙の候補者である旨とともに、加藤候補の氏名、顔写真、政策やスローガンの類とともに、紙面全体の7分の1程度下部に「那須町議会議員補欠選挙は「かとう真理」町長選挙は「平山ゆきひろ」に！！」との表示がなされていた。

本件ポスターは、町委員会が法第144条の2第8項の規定に基づき補欠選挙のために設置したポスター掲示場127か所の加藤候補の区画に、補欠選挙告示日の令和8年3月17日から順次掲示され、同年3月22日の選挙期日まで掲示されていた。

なお、町委員会は同日に執行された町長選挙についても同じくポスター掲示場を127か所設置しており、平山候補の区画には平山候補が選挙運動用に作成したポスターが同じ期間掲示されていた。

さらに、加藤候補は、本件ポスターと同じデザインの補欠選挙に係る選挙運動用ビラを作成し、町委員会に届け出た上で、町委員会から交付された補欠選挙用の証紙1,600枚を貼付して頒布していた。

(2) 平山候補及び加藤候補の選挙運動用自動車及び拡声機の使用

平山候補は町長選挙において選挙運動用自動車1台と拡声機1式を使用した。加藤候補は補欠選挙において固有の選挙運動用自動車は使用していない。

(3) 平山候補と加藤候補の街頭における相互応援

平山候補と加藤候補は、選挙運動期間中、平山候補の選挙運動用自動車に積載した拡声機を使用し、街頭において相互に応援演説を複数回行っていった。応援演説に当たっては、両候補者とも法第164条の5第2項に基づき町委員会が交付した標旗を掲げていた。

2 認定した事実についての判断

(1) 加藤候補が掲示した選挙運動用ポスター等について

法第144条の2第8項の規定に基づき条例で定めるところによりポスター掲示場を設けた市町村の議会の議員及び長の選挙においては、法第143条第4項の規定により、設置されたポスター掲示場ごとに候補者1人につきそれぞれ1枚を限り掲示するほかは、これを掲示することができない。

那須町は、那須町長及び那須町議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和61年条例第18号）を定めており、町長選挙の選挙運動用ポスターは、町委員会が設置したポスター

掲示場に1枚に限って掲示することができるものであり、それ以外の場所には町長選挙に係るポスターを掲示できない。

加藤候補が作成、掲示した本件ポスターに表示されていた「町長選挙は「平山ゆきひろ」に！！」との文言は、選挙人に対して平山候補への投票を呼びかける目的であることは明確であるから、本件ポスターは、補欠選挙の候補者である加藤候補の選挙運動用ポスターと町長選挙の候補者である平山候補の選挙運動用ポスターとしての性格を併せ持つものといえる。

したがって、本件ポスターが、町長選挙のためのポスター掲示場ではなく、補欠選挙のポスター掲示場に掲示されていたことは、町長選挙に係る選挙運動として法第143条第4項に違反していたと認められる。

この点について、町委員会は弁明書において、町委員会には個別の選挙運動にかかる違法性を認定する権限はない旨を主張するが、法第147条が「法第143条第4項に違反する文書図画があると認めるときは、都道府県選挙管理委員会又は市町村選挙管理委員会は、あらかじめ所管警察署に通報した上で、撤去を命じることができる」と規定している趣旨を鑑みれば、違法性が認められる本件ポスターの掲示を認知した時点で法に則って対応すべきだったといえる。

なお、法第178条の3には、選挙運動の制限の例外として、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者がその選挙運動を主としながら比例代表選出議員選挙の選挙運動を従として行うような、「一の選挙運動が他にわたること」が例外的に認められる旨が規定されているが、町長選挙と町議会議員選挙はこの例外の対象ではない。

また、選挙運動用ピラについても、町長選挙に係る選挙運動用として町委員会に届け出た上で交付された証紙を貼付して頒布していないのだから、本件ポスターと同様の理由で法第142条第7項に違反していたと認められる。

(2) 選挙運動用自動車及び拡声機の使用並びに街頭演説

法第141条第1項の規定により、町長選挙及び補欠選挙のいずれの候補者も、自動車1台及び拡声機1そろいを使用することができる。また、法第164条の5第1項第1号の規定により、町長選挙及び補欠選挙のいずれの候補者も同条第2項に基づき町委員会が交付した標旗を掲げれば、街頭演説を行うことができるし、街頭演説においては、自動車及び拡声機を使用することができる。

アのとおり、町長選挙及び補欠選挙においてはそれぞれの選挙の選挙運動に「わたる」ことはできないが、町長選挙の候補者が行う街頭演説において、補欠選挙の候補者が町長選挙の選挙運動の応援弁士として演説すること自体を規制する法の規定は見当たらないし、町長選挙の候補者が通常使用している自動車及び拡声機を補欠選挙の候補者が自身の選挙運動のために一時的に借り受けて街頭演説を行うことについても、自動車及び拡声機の数の制限に反しない限りにおいて、規制する法の規定は見当たらない。その逆も同様である。

このことから、平山候補と加藤候補が街頭演説において相互に応援を行ったことは、法の規定に明確に違反するとはいえない。

(3) 当選の効力についての県委員会の判断

法第251条は「当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は無効とする」旨を定め、判例では、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められていることに徴すると、当選

人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処されることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該選挙人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされている。

よって、加藤候補が掲示した本件ポスターが法に違反していると認められるとしても、加藤候補が法に掲げる刑に処せられた事実は認められないから、加藤候補の当選を無効とする理由とはならない。

(4) 選挙の効力についての県委員会の判断

申立人は、「両候補者の上記の行為が選挙の公正を害したのではないか」と主張しており、法第209条第1項は「当選の効力に関する審査の申立てがあつた場合においても、その選挙が法第205条第1項の場合に該当するときは、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない」旨を定めているため、選挙の効力について判断する。

法第205条第1項は「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、その選挙の全部又は一部の無効を裁決しなければならない」と定めているが、そこでいう選挙違反とは、専ら「選挙管理委員会が規定に違反した場合」と解されており、町委員会が本件ポスターについて撤去命令を行わなかったことをもって規定違反とまではいえないから選挙を無効とする理由とはならない。

第6 結論

以上のことから、補欠選挙において申立人の主張する当選を無効とする理由がない。

よって、県委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8(2026)年6月11日

栃木県選挙管理委員会

委員長 金 田 尊 男

委 員 青 田 賢 之

委 員 松 永 安優美

委 員 杉 田 明 子

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服がある者は、県委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。